

公立学校共済組合長野支部被扶養者認定事務に関する運用方針

第1 趣旨

この運用方針は、「公立学校共済組合長野支部被扶養者認定規程」及び「公立学校共済組合長野支部被扶養者認定事務取扱要領」に基づき実施されている被扶養者認定・取消事務の運用について、必要な事項を補足し定めるものとする。

第2 所得

(1) 定義

- ア 所得税法上の所得ではなく、恒常的な収入総額（給与所得、資産所得、事業所得、年金所得、利子・配当所得、雇用保険法に基づく失業給付、傷病手当金等のあらゆる収入をいい、課税・非課税を問わない。）をいう。
- イ 退職金、不動産売却及び慶弔による収入のような反復性のない一時的な収入は、恒常的な収入には該当しない。
- ウ 年額とは、暦年又は会計年度という特定の期間ではなく、申請時以降向こう1年間に恒常的に見込まれる所得をいう。
- エ 複数の所得がある場合は合算する。（事業所得等がマイナスの場合は、所得0（ゼロ）として合算する。）

(2) 事業所得（商工業、農業など）・資産所得（不動産、山林など）

- ア 収入総額から、その所得を得るために社会通念上必要と認められる経費【運用方針別表1】を控除した年額が、年間限度額未満かどうかを、前年の所得証明と確定申告書控及び収支内訳書控又は青色申告決算書控に基づき試算する。
- イ 確定申告の結果、年間限度額以上の場合には認定を取り消すこと。この際取消日は、確定申告を行った日（税務署等の收受印に基づくこと。）又は郵送日（e-Taxによる送信日）とし、証拠書類として確定申告書控及び収支内訳書控又は青色申告決算書控の写しを徴すること。
- ウ 給与条例上の扶養手当における扶養親族の認定においては、本来は上記アと同様に所得を捉えるが、当面の間所得税法上の所得（所得証明書記載の所得金額をいう。）とすることが「扶養手当の支給に関する取扱要領」で定められていることから、給与条例上の扶養手当が支給される普通認定に当たる者であっても、年間限度額以上の所得を有するケースが生じるので、上記アに基づく適正な所得の把握をした上で被扶養者認定を行い、認定後も確定申告の結果に基づき、所得額の把握を徹底するよう当該組合員に対して周知すること。

エ 電力検針員事業受託者等の個人事業主で、業務委託契約書に基づき恒常的な収入額が予測可能な場合は、契約書の締結日を、被扶養者認定及び取消における事由発生日とする。

オ 名義上の所得の帰属に関わらず実態を把握して、所得が誰に帰属するかによって判断すること。

(3) 株等の譲渡収入

ア 譲渡価格から取得価格を差し引いた、1年間の取引差益の合計額が年間限度額未満かどうかで判断する。

イ 保有する株等をすべて譲渡した場合は、一時的な所得とみなす。ただし、1年間で複数回行われた場合は、一時的な所得とはみなさない。

ウ 特定口座のみで取引を行っている場合は、証券会社が発行する「特定口座年間取引報告書」等により確認する。年間限度額を超えることが判明した場合は、「特定口座年間取引報告書」を受領した日を取消日とする。

エ 一般口座による取引を行っている場合は、確定申告書(控)の写し及び「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」により確認する。年間限度額を超えることが判明した場合は、確定申告を行った日(税務署等の收受印に基づくこと。)又は郵送日(e-Taxによる送信日)を取消日とする。

なお、前年以前からの繰越損失や譲渡(売却)のための委託手数料等は必要経費として認めない。

(4) 給与所得

ア 月額が108,334円又は150,000円未満(年間限度額÷12月。以下同じ。)かどうかで判断する。ただし、雇用期間が3か月以内であることが証明できる場合は、収入総額が年間限度額未満であることが確実に見込めるならば、月額限度額以上でも認定できる。

イ 採用時に雇用契約書等で雇用条件(日額又は時給及び勤務時間及び勤務日数等)の提示があり、予め収入総額が予測できる場合は、採用日を被扶養者認定及び取消における事由発生日とすること。

ウ 雇用条件が提示されない場合や、雇用条件の提示があつたが収入が不安定な場合は、不安定収入として扱う。不安定収入は予め年額の収入を予測することが難しいため給与明細等の実績で判断し、3か月間の平均給料月額を確認した時、月額限度額以内となった場合に、3か月目の給料日の翌日を認定日とする。認定された場合は、年額の限度額を超過する月の給料支給日まで認定を継続できるが、3か月連続して月額限度額を超過した場合、超過した月の翌月初日をもって取消とする。ただし、3か月連続することが予測できた場合は、超過する月の給料支給日の翌日をもって取消とすること。

エ 賞与等が支給された場合は、12分の1の額を、賞与等が支給された月の翌月以降（ただし、支給日が月の初日の場合は、当月から）、毎月の収入に加算すること。

(5) 年金所得

ア 公的年金（非課税所得である遺族年金及び障害年金も含む。）及び財形年金・生命保険などの個人年金等（一括で受取るものは除く。）は、恒常的な収入として扱い、年額が年間限度額未満かどうかで判断する。

イ 公的年金の所得金額の確認は、年金証書又は改定通知書（裁定通知書）により行い、個人年金等の所得の確認は、年金支払証明書等により行う。

ウ 年金所得がある者にアルバイト等の勤労所得がある場合は、年金の1か月相当額と勤労所得の合算額が月額108,334円又は150,000円未満かどうかで判断する。

エ 年金所得がある者に事業所得、株等の譲渡収入がある場合は、合算した年額が年間限度額未満かどうかで判断する。

(6) 雇用保険法に基づく失業給付等

ア 基本手当の日額が3,612円又は5,000円（年間限度額÷360日）未満かどうかで判断する。

日額の確認は雇用保険受給資格者証により行う。

イ 日額限度額以上の失業給付を受給している間は認定できないが、待機期間及び給付制限期間は認定できる。

ウ 職業訓練校から支給される訓練手当も所得に該当する。

エ 被扶養者認定時に「雇用保険の受給に関する証明書」が提出された場合で、証明内容が「雇用保険受給の手続をしていない」のうち受給可能性あり、又は「失業状態でないため受給していない」であった場合に限り、失業給付の受給に関する被扶養者の意向を【運用方針別紙様式1】により確認すること。

第3 生計維持関係

(1) 別居者

ア 給与条例上の扶養手当の受給を受けていない別居者を被扶養者認定するには、生計維持関係を明確にするために仕送基準額以上の送金を行っていることを証明する必要があるため、【運用方針別紙様式2】により送金事実を明らかにすること。ただし、通学のため別居している学生に限り、在学証明書を提出することにより送金事実の証明に替えることができる。

イ 仕送基準額は、認定対象者の全収入（認定対象者自身の収入に、組合員

の送金額及び組合員以外の者の送金額並びに認定対象者と同一生計を営む者の収入を加算した額)の1/3に相当する額とする。

ウ 組合員以外に送金者がいる場合は、組合員の送金額が他者の送金額及び仕送基準額のいずれも上回る必要がある。

エ 特別認定を受けている同居者が新たに別居となった場合は、被扶養者記載事項変更申告書の提出に併せて上記アに準じて送金事実の確認を行うこと。

オ 同居を要件とする者が新たに別居となった場合、原則として被扶養者認定を取消すこと。

(2) 一時的な別居

ア 組合員が転勤等により、同居をする意思がありながら勤務の都合上別居を余儀なくされる場合は、実態として生計維持関係を有している場合に限り、期間の長短に関わらず同居とみなす。

イ 同居を要件とする者と別居した理由が、組合員の転勤等に起因するものであり、組合員の転勤先の住居の狭あい、被扶養者の療養上の問題、被扶養者の通学上の問題など真に止むを得ないもので生計維持関係も継続していると認められるケースに限り同居とみなす。別居の起因が被扶養者の都合によるもの(遠隔地への進学、就職など)は、例え生計維持関係が継続していても別居として扱う。

ウ 社会福祉施設等入所者を認定する場合、若しくは新たに入所することにより別居となった場合で、その施設等が、身体(知的)障害者授産施設、知的障害者更生施設又は老人保健施設など、一時的な滞在を前提とした施設であるケースに限り同居とみなし、【運用方針別紙様式3】により、入所状況を明らかにすること。

エ 一時的な別居のため同居とみなした場合は、第3の(1)のア、エ及びオの処理は不要である。

(3) 同居の定義

ア 同一家屋内で生計をともにしていること。ただし、同一敷地内の別棟に居住(二世帯住宅、母屋・離れの関係)しており生計をともにしている場合は、同一地番(枝番相違)に限り同居とする。

イ 近距離で生計をともにしているとしても、住民票上の同一地番でない限り同居ではなく別居として扱う。

(4) 育児休業者

ア 育児休業中は給与が支給されないため、新規に被扶養者認定を行う場合は、特別認定となる。

イ 被扶養者を有する組合員が育児休業を取得した場合、当該期間中は被

扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととする。

ただし、育児休業の取得に伴い収入逆転が生じ、育児休業終了後もなお収入が逆転している場合は、育児休業終了日の翌日を事実発生日として扶養替えをする必要がある。

第4 国内居住要件

(1) 海外での就労

住民票が国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は、例外的に国内居住要件を満たさないものと判断する。

なお、海外で就労していることの確認は、原則として就労ビザの有無で判断することとし、留学生の滞在費用を補うためのアルバイトなど、本来の在留活動を妨げない範囲の付随的な就労であると認められる場合は、この限りではない。

(2) 国内居住要件の例外

ア 国内居住要件の例外に該当する場合であっても、同居要件を満たすということにはならない。

イ 外国において留学をする学生については留学の期間は問わない。なお当該学生が留学後に現地で就職する場合には、渡航目的が就労となるため、使用関係が生じた時点から例外要件を満たさなくなったものとして取り扱う。

ウ 外国に赴任する組合員に同行する者の確認方法や対象範囲については、「家族帯同ビザ」の確認により判断する。渡航先で「家族帯同ビザ」の発行がない場合は、個別に判断する。なお、「海外赴任への同行」という渡航目的であるならば、組合員と被扶養者の渡航及び帰国が同時行われる必要はない。

エ 組合員がその身分を有したまま行う研修や留学については海外赴任に含まれる。

オ ビザに有効期限がある場合は、原則として「一時的に」海外に渡航する者と判断する。なお、ビザに有効期限がない場合であっても、国内居住要件の例外に該当するかはビザの内容を含め総合的に判断する。

カ ワーキングホリデーでの渡航は、海外滞在期間中の旅行・滞在資金を補うための付随的な就労が認められるものの、就労を目的とした渡航とは言えないため、国内居住要件の例外として認められる。

キ 海外赴任中に現地で結婚した配偶者の血族については、海外赴任後に組合員の姻族という身分のみをもって発行されるビザがなく、今後日本

で生活する蓋然性が高いとは言えないことから、国内居住要件の例外としては認められない。ただし、配偶者の連れ子については、今後日本で生活する蓋然性がある場合において国内居住要件の例外に該当するものとする。

ク 就労を目的として渡航する者については、海外での収入により生計を立てている可能性が高く、被扶養者の認定に必要な生計維持要件を満たす可能性が低いとともに、そもそも生活の基礎が日本にあるとまでは言えないことから、国内居住要件の例外には含まれない。

附 則

- 1 この運用方針は、平成 19 年 2 月 1 日から適用する。
- 2 この運用方針は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この運用方針は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この運用方針は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この運用方針は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 6 この運用方針は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 7 この運用方針は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。